

野洲市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 50,193	千円 21,044,276	千円 382,122	千円 3,846,321	% 18.3	% 22.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
22年度	人 387	千円 1,526,308	千円 183,509	千円 518,828	千円 2,228,645	千円 5,759	千円 5,959

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

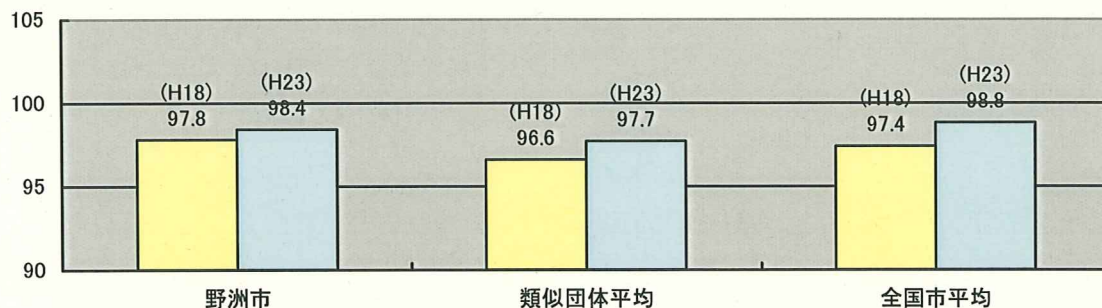
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である

3 類似団体は一般市（類型Ⅱ－1）で表示（以下の記載も同様）

(3) 特記事項

- 1) 特別職の給料を8%独自削減
- 2) 特別職の期末手当を35%独自削減（21年度当初予算比）
- 3) 議員の期末手当を50%独自削減（21年度当初予算比）
- 4) 職員の管理職手当を10%独自削減
- 5) 職員の期末・勤勉手当を平均20%独自削減（21年度当初予算比）

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2. 一般行政職給料表の状況（23 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

（注）給料月額は、給与抑制を行う前のものである。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23 年 4 月 1 日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
野洲市	45.4 歳	348,100 円	418,019 円	380,990 円
滋賀県	43.3 歳	340,357 円	449,554 円	386,425 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.7 歳	332,547 円	401,218 円	362,919 円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間（滋賀県）			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
野洲市	54.3 歳	16 人	333,800 円	346,113 円	340,550 円	—	—	—	—
うち 調理師	52.1 歳	10 人	334,500 円	351,080 円	345,300 円	調理士	39.7 歳	270,600 円	1.297
うち 用務員	58.2 歳	5 人	323,000 円	328,680 円	323,000 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.567
うち 自動車 運転手	*	1 人	*	*	*	自家用 自動車 運転手	53.4 歳	240,900 円	*
滋賀県	52.3 歳	243 人	329,925 円	376,937 円	360,531 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	46 人	313,183 円	347,693 円	329,465 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
野洲市	—	—	—
うち 調理師	5,581,460 円	3,651,900 円	1.528
うち 用務員	5,259,060 円	2,943,200 円	1.787
うち 自動車運転手	*	3,035,900 円	*

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 20～22 年の 3 ヶ年平均）
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- * 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	42.8 歳	329,400 円	364,910 円
滋賀県	43.3 歳	372,287 円	427,375 円
類似団体	43.0 歳	326,746 円	354,793 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（23 年 4 月 1 日現在）

区 分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,906 円	(I 種) 181,200 円 (II 種) 172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,778 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	136,514 円	— 円
	中学卒	— 円	124,773 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	273,400 円	318,650 円	335,600 円
	高校卒	－ 円	－ 円	318,700 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

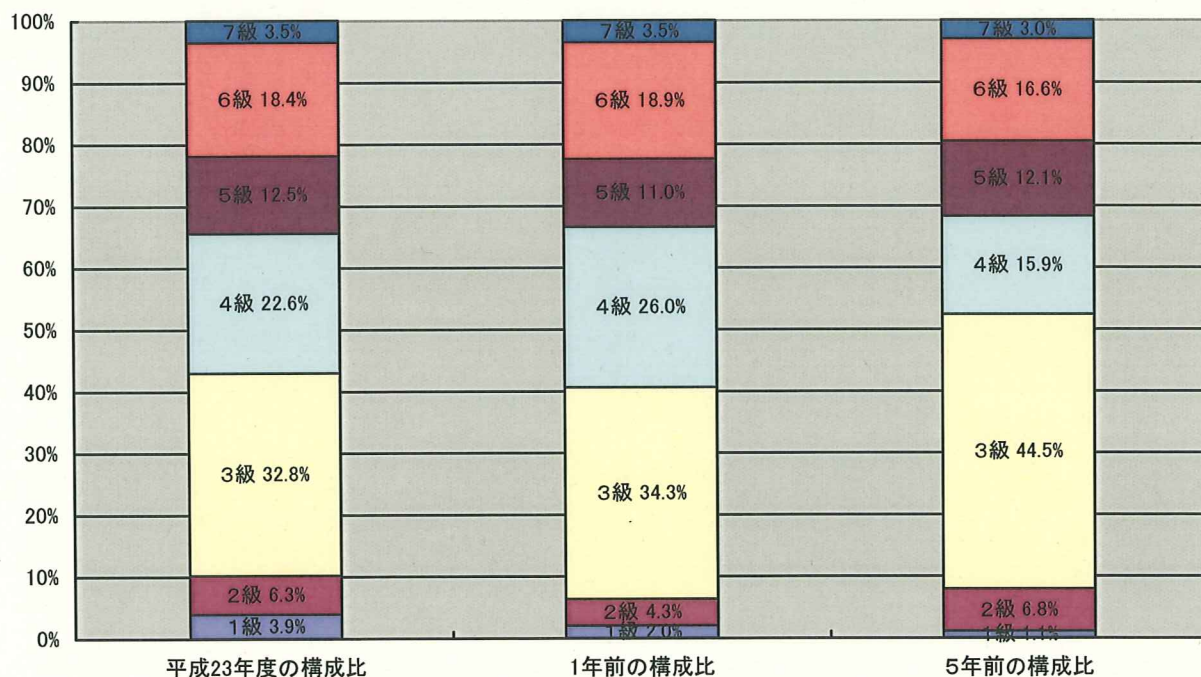
4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、主事	10 人	3.9%
2 級	主事、技師	16 人	6.3%
3 級	主任、主査	84 人	32.8%
4 級	専門員、困難な業務を行う主査の職務	58 人	22.6%
5 級	課長補佐、室長補佐、主席主幹、主幹、相当困難な業務を行う職務	32 人	12.5%
6 級	次長、課長、室長、主席参事、参事の職務又は相当困難な業務を行う職務	47 人	18.4%
7 級	部長の職務	9 人	3.5%

(注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績による昇給反映は実施していない。
ただし、昇格については、勤務成績を参考資料として活用している。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額（22年度） 1,443 千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,696 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.397135 1.237445 ～2.5708 月分 ～1.3271 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 内は、再任用職員に係る支給割合である。ただし、22年度は実績なし

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価の成績反映が未実施のため、成績率に差は設けず、一律の支給（100/100）を行った。

(2) 退職手当 (23 年 4 月 1 日現在)

野洲市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置 (2~20%)			早期勸奨退職特例措置 (2~20%)		
(退職時特別昇給 なし)					
1 人当たり平均支給額 677 千円			23,664 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、22 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (22 年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市全域	— %	— 人	— 円

(4) 特殊勤務手当 (23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (22 年度決算)		42 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)		4,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22 年度)		2.4%	
手当の種類 (手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300 円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300 円/日
行旅病人対応作業手当	行旅病人の対応作業に従事する職員	行旅病人の対応作業に従事する場合	1,000 円/件
行旅死亡人処理作業手当	行旅死亡人の処理に従事する職員	行旅死亡人の処理に従事する場合	3,000 円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する職員	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する場合	300 円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500 円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度普通会計決算)	91,035 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度普通会計決算)	363 千円
支給実績 (21 年度普通会計決算)	99,985 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (21 年度普通会計決算)	361 千円

(6) その他の手当 (23 年 4 月 1 日現在)

手当等	内容及び支給月額	国と制度との異同	国と制度と異なる内容	支給実績 (22 年度普通会計決算)	支給 1 人当たり 平均年額 (22 年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合、そのうち 1 人については 11,000 円) 16~22 歳までの子がある場合の加 算額 5,000 円	同		40,304 千円	220,240 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		7,836 千円	316,173 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円~24,500 円 交通機関利用者 55,000 円限度で 支給 自動車等を駐車するための施設を 利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異		17,537 千円	61,105 円
管理職 手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円 (う ち指導主事職 62,300 円)、主幹級 19,800 円 (うち指導主事職 43,600 円)	異		65,537 千円	624,162 円
宿日直 手当	日直業務 4,200 円/日	同		1,092 千円	5,543 円

6. 特別職の報酬等の状況（23 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市長	747,000 円 (812,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 990,000 円/ 500,000 円
	副市長	663,300 円 (721,000 円)	802,000 円/ 395,000 円
報 酬	議長	430,000 円 (430,000 円)	690,000 円/ 359,000 円
	副議長	380,000 円 (380,000 円)	620,000 円/ 295,000 円
	議員	350,000 円 (350,000 円)	560,000 円/ 273,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(22 年度支給割合) 2.1775 月分	
	議長 副議長 議員	(22 年度支給割合) 1.675 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	市長	812,000 円×在職月数×43/100	16,760 千円 任期毎
	副市長	721,000 円×在職月数×26/100	8,999 千円 任期毎
	備考		

*22 年度は副市長が不在のため支給実績はない。

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

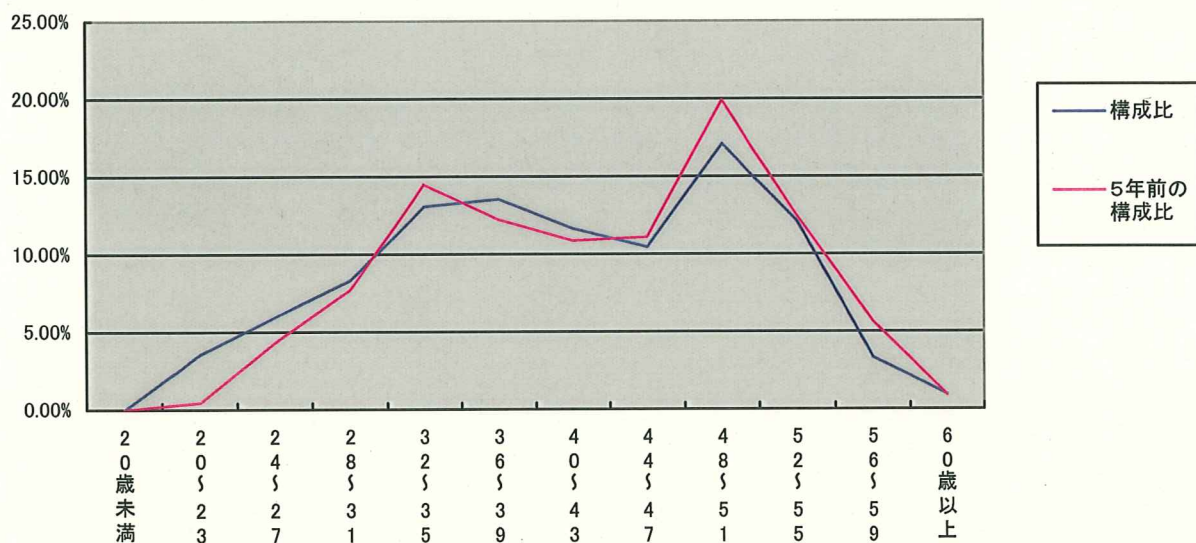
(各年 4 月 1 日現在)

区 分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 22 年	平成 23 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務企画	83	82	▲1	事務の統廃合
		税務	17	17	0	
		民生	93	92	▲1	事務の統廃合
		衛生	28	28	0	
		労働	2	2	0	
		農林水産	12	11	▲1	事務の統廃合
		商工	4	4	0	
		土木	28	29	1	業務増

	計	272	270	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.96人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74人)
	教育部門	116	117	1	欠員補充
	消防部門	—	—	—	
	小計	388	387	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.35人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.49人)
会計部門 公営企業等	病院	—	—	—	
	水道	4	5	1	事務の見直し
	下水道	6	5	▲1	事務の見直し
	その他	21	24	3	業務増
	小計	31	34	3	
合計		419 [476]	421 [476]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.14人

- (注) 1 職員数は一般職（教育長を含む）に属する職員数である
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	15人	25人	35人	55人	57人	49人	44人	72人	51人	14人	4人	421人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一般行政職	278	272	274	275	272	270	▲8（▲2.9%）
教育	130	124	116	112	116	117	▲13（▲10.0%）
警察	—	—	—	—	—	—	—（— %）
消防	—	—	—	—	—	—	—（— %）
普通会計計	408	396	390	387	388	387	▲21（▲5.1%）
公営企業等会計計	34	34	35	33	31	34	0（0.0%）
総合計	442	430	425	420	419	421	▲21（▲4.8%）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8. 公営企業職員の状況

（1）水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	（参考） 21 年度の総費用に占める 職員給与費率
22 年度	千円 766,127	千円 8,288	千円 8,462	% 1.1	% 5.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	（参考） 市町村平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B		
22 年度	人 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 5,981

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、23 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。

イ 特記事項

1) 職員の管理職手当を 10%独自削減

2) 職員の期末・勤勉手当を平均 20%独自削減（21 年度当初予算比）

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野洲市	* 歳	* 円	* 円
市町村平均	45.9 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野洲市	野洲市（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（22 年度） 1,343 千円	1 人当たり平均支給額（22 年度） 1,510 千円
(22 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.397135 1.237445 ～2.5708 月分 ～1.3271 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.397135 1.237445 ～2.5708 月分 ～1.3271 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。ただし、22 年度は実績なし

イ 退職手当（23 年 4 月 1 日現在）

野洲市			野洲市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置（2～20%）			早期勸奨退職特例措置（2～20%）		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1 人当たり平均支給額	677 千円	25,714 千円

ウ 地域手当（23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 22 年度決算）		－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	－ %	－ 人	－ 円

エ 特殊勤務手当（23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（22 年度決算）		－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（22 年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22 年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300 円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300 円/日
行旅病人対応作業手当	行旅病人の対応作業に従事する職員	行旅病人の対応作業に従事する場合	1,000 円/件
行旅死亡人処理作業手当	行旅死亡人の処理に従事する職員	行旅死亡人の処理に従事する場合	3,000 円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する職員	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する場合	300 円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500 円/回

オ 時間外勤務手当

支給実績（22 年度普通会計決算）	310 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （22 年度普通会計決算）	310 千円
支給実績（21 年度普通会計決算）	846 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （21 年度普通会計決算）	282 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当等	内容及び支給月額	国と制度との異同	国と制度と異なる内容	支給実績 (22年度普通 会計決算)	支給1人当たり 平均年額 (22年度普通 会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 その他の扶養親族1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合、そのうち1人については 11,000 円) 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		－ 千円	－ 千円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		－ 千円	－ 千円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～24,500 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給(4,000 円限度)	異		－ 千円	－ 千円
管理職 手当	部長級 75,200 円、次長級 66,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円(うち指導主事職 62,300 円)、主幹級 19,800 円(うち指導主事職 43,600 円)	異		－ 千円	－ 千円
宿日直 手当	日直業務 4,200 円/日	同		－ 千円	－ 千円